

地方競馬全国協会 会報

第 302 号 平成 20 年 6 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

畜産振興関係

補助事業の交付決定・確定

平成 20 年度畜産振興補助事業補助金の交付決定について（第 1 回）

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会競馬連携計画事業補助実施要綱の一部変更

できごと

平成 20 年 5 月

馬主および馬の登録数調べ

平成 20 年 5 月分

登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	38	3	4	8			1
馬	606	226	0		185	20	5

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん	計
	サラ系	アラ系	小計	えい	
1 歳	0	0	0	0	0
2 歳	385	0	385	1	386
3 歳	144	0	144	1	145
4 歳	27	0	27	1	28
5 歳	15	0	15	0	15
6 歳以上	32	0	32	0	32
計	603	0	603	3	606

ただし、登録事項の変更及び抹消については 5 月中に事務処理済みの件数である。

平成 20 年度畜産振興補助事業補助金の交付決定について（第 1 回）

平成 20 年度畜産振興補助事業の選定に関して、平成 20 年 5 月 22 日付けで農林水産大臣承認を受け、これに基づき次のとおり補助金の交付の決定を行った。

事業区分ごとの総括表

事業区分	件数	交付決定額 (千円)
馬の改良増殖推進事業	6	73,341
畜産経営技術指導事業	48	470,692
畜産経営合理化事業	1	5,000
家畜畜産物等流通合理化事業	-	-
その他畜産振興事業	3	12,372
計	58	561,405

団体別・事業別一覧表

平成 20 年度畜産振興補助事業第 1 回交付決定状況

中央・ 都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
中央団体	- (1) 登録推進	(社)日本馬事協会	49,285
"	- (2) 種雄馬の導入 農用馬	"	6,349
"	- (4) 生産技術指導	"	3,933
"	- (5) その他 農用馬生産振興推進	"	2,484
"	- (5) その他 馬事畜産普及啓発対策	"	990
"	- (5) その他 優良農用馬資源確保緊急特別対策	"	10,300
"	- (1) 地域畜産支援指導等体制強化	(社)中央畜産会	85,402
北海道	"	(社)北海道酪農畜産協会	22,034

中央・ 都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
青森県	〃	(社)青森県畜産協会	6,518
岩手県	〃	(社)岩手県畜産協会	14,598
宮城県	〃	(社)宮城県畜産協会	12,764
秋田県	〃	(社)秋田県農業公社	9,774
山形県	〃	(社)山形県畜産協会	6,790
福島県	〃	(社)福島県畜産振興協会	7,656
茨城県	〃	(社)茨城県畜産協会	12,456
栃木県	〃	(社)栃木県畜産協会	10,807
群馬県	〃	(社)群馬県畜産協会	8,584
埼玉県	〃	(社)埼玉県畜産会	9,534
千葉県	〃	(社)千葉県畜産協会	8,638
神奈川県	〃	(社)神奈川県畜産会	8,266
新潟県	〃	(社)新潟県畜産協会	7,784
富山県	〃	(社)富山県畜産振興協会	5,809
石川県	〃	(社)石川県畜産協会	7,623
福井県	〃	(社)福井県畜産協会	4,851
山梨県	〃	(社)山梨県畜産協会	5,125
長野県	〃	(社)長野県畜産会	7,303
岐阜県	〃	(社)岐阜県畜産協会	9,440
静岡県	〃	(社)静岡県畜産協会	6,902
愛知県	〃	(社)愛知県畜産協会	8,861
三重県	〃	(社)三重県畜産協会	5,207
滋賀県	〃	(社)滋賀県畜産振興協会	5,898
京都府	〃	(社)京都府畜産振興協会	5,935
大阪府	〃	(社)大阪府畜産会	7,762
兵庫県	〃	(社)兵庫県畜産協会	7,829
奈良県	〃	(社)奈良県畜産会	4,851
和歌山県	〃	(社)畜産協会わかやま	4,851

中央・都道府県	補助事業名	補助事業者名	交付決定額 (千円)
鳥取県	〃	(社)鳥取県畜産推進機構	5,500
島根県	〃	(社)島根県畜産振興協会	5,537
岡山県	〃	(社)岡山県畜産協会	9,380
広島県	〃	(社)広島県畜産協会	6,977
山口県	〃	(社)山口県畜産振興協会	7,370
徳島県	〃	(社)徳島県畜産協会	7,073
香川県	〃	(社)香川県畜産協会	7,184
愛媛県	〃	(社)愛媛県畜産協会	7,805
高知県	〃	(社)高知県畜産会	6,287
福岡県	〃	(社)福岡県畜産協会	10,823
佐賀県	〃	(社)佐賀県畜産協会	7,890
長崎県	〃	(社)長崎県畜産協会	9,938
熊本県	〃	(社)熊本県畜産協会	10,868
大分県	〃	(社)大分県畜産協会	7,256
宮崎県	〃	(社)宮崎県畜産協会	11,238
鹿児島県	〃	(社)鹿児島県畜産協会	10,729
沖縄県	〃	(社)沖縄県畜産会	7,338
中央団体	- (2) その他 装蹄技術講習及び馬の装蹄師の養成	(社)日本装蹄師会	1,647
〃	- (6) その他 馬飼養衛生管理特別対策	(社)全国家畜畜産物衛生指導協会	5,000
北海道	- その他 畜産フェア普及特別対策	(社)北海道酪農畜産協会	2,000
兵庫県	〃	(社)兵庫県畜産協会	3,000
中央団体	- その他 馬事畜産振興推進	馬事畜産振興協議会	7,372
計	58 事業		561,405

地方競馬全国協会競馬連携計画事業補助実施要綱の一部変更

競馬連携計画事業実施要綱（平成 17 年 3 月 31 日制定）の一部を別紙新旧対照表のとおり変更する。

附 則

- 1．この要綱の一部変更は、平成 20 年 5 月 16 日から実施する。
- 2．この要綱の一部変更による変更後の規定は、平成 20 年度以降の補助事業から適用し、平成 19 年度以前に選定した補助事業については、なお、従前の例による。

競馬連携計画事業補助実施要綱新旧対照表

<p>変更後 (競馬活性化計画事業補助実施要綱)</p>	<p>現 行 (競馬連携計画事業補助実施要綱)</p>
<p>1 趣旨</p> <p>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、<u>競馬法第 23 条の 36 第 1 項第 8 号の規定に基づき、共同して、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下「認定都道府県等」という。）が当該認定に係る競馬活性化計画（変更の認定があったときは、その後のもの。以下「認定競馬活性化計画」という。）に基づいて行う事業を実施するのに要する経費について、競馬法附則第 8 条第 1 項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金及び日本中央競馬会が競馬法附則第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて協会に交付する特別振興資金により、毎年度、協会の予算の範囲内において補助金を交付することとし、もって地方競馬における事業収支改善に資することを目的とする。</u></p> <p>補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、地方競馬全国協会業務方法書（昭和 37 年 8 月 1 日農林大臣認可）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 補助事業の選定の基準</p> <p>1. 補助事業は、第 1 の補助の目的に即し、<u>認定競馬活性化計画</u>との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとする。</p>	<p>第 1 趣旨</p> <p>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）は、<u>競馬法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 86 号）により、共同して、競馬の実施に関し相互に連携を図り、その事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬連携計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けた都道府県又は指定市町村（以下「認定都道府県等」という。）が当該認定に係る競馬連携計画（変更の認定があったときは、その後のもの。以下「認定競馬連携計画」という。）に基づいて行う事業を実施するのに要する経費について、競馬法附則第 5 条第 1 項に基づく協会の勘定間の繰入れによる資金及び日本中央競馬会が競馬法附則第 5 条第 2 項第 1 号の規定に基づいて協会に交付する特別振興資金により、毎年度、協会の予算の範囲内において補助金を交付することとし、もって地方競馬における事業収支改善に資することを目的とする。</u></p> <p>補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の選定及び実施並びに補助の方法等に関しては、地方競馬全国協会業務方法書（昭和 37 年 8 月 1 日農林大臣認可）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第 2 補助事業の選定の基準</p> <p>1. 補助事業は、第 1 の補助の目的に即し、<u>認定競馬連携計画</u>との整合性に充分配慮するとともに、次に掲げる項目に重点を置いて選定するものとする。</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (競馬活性化計画事業補助実施要綱)</p>	<p style="text-align: center;">現 行 (競馬連携計画事業補助実施要綱)</p>
<p>(1) <u>協会の全国的な視野に立った競馬開催日程及び番組編成等の調整又は助言に基づく競走の魅力の向上や競馬に対する関心の向上を図る等地方競馬全体の活性化に資するものであること。</u></p> <p>(2) <u>認定都道府県等で組織する協議会(以下「協議会」という。)を設置し、当該協議会における定期的な協議による、当該競馬活性化計画の着実な実施により、当該認定都道府県等ごとの収支の改善を図る事業であること。</u></p> <p>(3) <u>認定競馬活性化計画による単独で又は共同して行う競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の地方競馬の活性化に資する事業により、中長期的にみて競馬の事業の収支の改善に資する事業であること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2. 補助事業を行う事業主体は、<u>認定都道府県等及び認定都道府県等が特に必要と認め、協会が必要と認める団体(以下「特認団体」という。)</u>とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 補助事業の実施期間 補助事業の実施期間は、<u>認定競馬活性化計画</u>の期間以内とする。</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 補助金の交付の条件 協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業者」</p>	<p>(1) <u>認定都道府県等で組織する協議会(以下「協議会」という。)を設置し、当該協議会における定期的な協議による、当該競馬連携計画の着実な実施により、当該認定都道府県等ごとの収支の改善を図る事業であること。</u></p> <p>(2) <u>認定競馬連携計画による競馬の実施に必要な施設又は設備の設置の事業その他の事業により、中長期的にみて競馬の事業の収支の改善に資する事業であること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 補助事業を行う事業主体は、認定都道府県等とする。</p> <p>3. (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 補助事業の実施期間 補助事業の実施期間は、<u>認定競馬連携計画</u>の期間以内とする。</p> <p>第5・第6 (略)</p> <p>第7 補助金の交付の条件 協会は、補助事業を行う者(以下「補助事業</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (競馬活性化計画事業補助実施要綱)</p>	<p style="text-align: center;">現 行 (競馬連携計画事業補助実施要綱)</p>
<p>という。) に対し、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 補助事業者が協会の交付する補助金の全部又は一部を財源として、当該補助金の交付の目的に従って、補助事業者以外の者に交付する補助金(以下「間接補助金」という。)を交付する事業(以下「間接補助事業」という。)を実施する場合にあっては、協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p><u>(8) その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>第 8～第 14 (略)</p> <p>第 15 補助金の交付の決定の取消し</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>協会は、間接補助事業を行う者(以下「間接補助事業者」という。)が間接補助金を他の用途に使用し、又は間接補助事業に係る補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱の規定に違反した場合には、補助事業者に対し当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</u></p> <p>3. <u>1 及び 2 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>第 16～第 18 (略)</p> <p>第 19 報告の徴収</p>	<p>者」という。) に対し、別表に掲げる補助事業の要件及び次に掲げる事項を補助金の交付の条件とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) その他協会が必要と認めて付する事項</u></p> <p>第 8～第 14 (略)</p> <p>第 15 補助金の交付の決定の取消し</p> <p>1. (略)</p> <p>2. <u>1 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。</u></p> <p>3. (略)</p> <p>第 16～第 18 (略)</p> <p>第 19 報告の徴収</p>

<p style="text-align: center;">変 更 後 (競馬活性化計画事業補助実施要綱)</p>	<p style="text-align: center;">現 行 (競馬連携計画事業補助実施要綱)</p>
<p>1. 協会は、補助事業者又は間接補助事業者に対し、補助事業又は間接補助事業の遂行状況、補助事業又は間接補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 20 補助事業の監査</p> <p>協会は、補助事業及び間接補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者及び間接補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>第 21 帳簿等の保管</p> <p>補助事業者又は間接補助事業者は、補助事業又は間接補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 13 の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 18 の 1 ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。</p> <p>第 22 (略)</p>	<p>1. 協会は、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況、補助事業の経理等に関する報告を求めることがある。</p> <p>2. (略)</p> <p>第 20 補助事業の監査</p> <p>協会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、監査を行う。この場合には、補助事業者はこれを拒んではならない。</p> <p>第 21 帳簿等の保管</p> <p>補助事業者は、補助事業に係る書類並びに収入、支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、第 13 の規定による確定通知を受理した日の属する年度の次年度から起算して 5 年間(第 18 の 1 ただし書の規定により協会が処分制限期間を定めた財産にあってはその期間(その期間が 5 年を下回るときは 5 年間))整理保管しなければならない。</p> <p>第 22 (略)</p>

競馬連携計画事業補助実施要綱（別表）新旧対照表

変更後					現 行				
補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等	補助事業名	補助事業の要件	事業主体	補助の対象	補助率等
競馬活性化補助事業	認定競馬活性化計画に基づく事業の実施であること	認定都道府県等 特認団体	1. 事業費 (1) 共同で利用する施設又は設備等(以下「共同利用システム等」という。)の整備に要する経費 (2) 共同利用システム等の共同利用体制の構築に要する経費 (3) <u>地方競馬の連携・活性化を推進するため</u> に、特に必要とされる単独	1/2 以内 (<u>基盤整備の場合は</u> 4/5 以内。ただし、協会の予算の範囲とする。) 1/2 相当額(<u>基盤整備の場合は</u> 4/5 相当額) 1/2 以内 (ただし、協会の予算の範囲とする。) 1/2 相当額	競馬連携補助事業	認定競馬連携計画に基づく事業の実施であること	認定都道府県等	1. 事業費 (1) 共同で利用する施設又は設備等(以下「共同利用システム等」という。)の整備に要する経費 (2) 共同利用システム等の共同利用体制の構築に要する経費	1/2 以内。ただし、協会の予算の範囲とする。) 1/2 相当額

変 更 後					現 行				
			<u>の整備に 要する経 費</u> <u>(4) 認定都 道府県等 の相互の 連携の促 進その他 の地方競 馬の活性 化を図る ことによ り、地方 競馬の収 支の改善 に資する と協会が 特に認め る事業に 要する経 費</u> 2. 推進事務 費	1/2 以内 (ただし、 協会の予 算の範囲 内とす る。) 1/2 相当 定額 (略)				<u>(3) 認定都 道府県等 の連携を 促し、競 馬の収支 改善に資 すると協 会が認め る事業に 要する経 費</u> 2. 推進事務 費	1/2 以内 (ただし、 協会の予 算の範囲 内とす る。) 1/2 相当 定額 (略)

できごと

平成20年5月

5月14日～15日	監事監査（地方競馬教養センター）
5月16日	第1回馬主登録審査委員会
5月16日～27日	監事監査（本部）
5月18日	職員採用第一次試験
5月21日	第1回調教師・騎手免許試験委員会
5月29日	職員採用第二次試験